

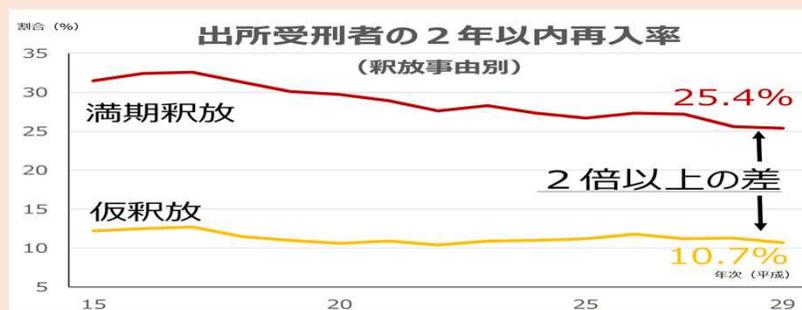
法務省説明資料

再犯防止推進計画加速化プラン（住居関係抜粋・要約）

「再犯防止推進計画」（平成29年12月閣議決定、計画期間：平成30年度～令和4年度）に基づき政府一体となって実施している再犯防止施策に関して、より重点的に取り組むべき3つの課題に対応した各種取組を加速化させるもの。

1 満期釈放者対策の充実強化

（1）現状と課題



⇒出所受刑者の2年以内再入率について、満期釈放者は仮釈放者の2倍以上の差があり、全体を16%以下にするという政府目標を確実に達成し、更に数値を下げるためには、満期釈放者対策は不可欠

（2）成果目標

令和4年までに、満期釈放者の2年以内再入者数を2割以上減少

※ 2,726人（直近5年間の平均） → 2,000人以下

（3）成果目標の達成に向けた主な具体的取組

- 出所後の帰住先の確保を始めとした生活環境の調整の充実強化と仮釈放の積極的な運用
- 満期釈放者に対する受け皿や相談支援等の充実

■現状

- 満期釈放となる最大の要因は、**適当な帰住先が確保されないこと**。
- 仮釈放の申出ができなかった者の**約4割が住居調整不良**による。

■課題

- 社会での**適当な帰住先を確保した状態で社会復帰**させるための施策
- 満期釈放となった場合であっても、**地域の支援につなげる仕組みの構築**
“切れ目のない” “息の長い” 支援体制

■具体的な取組

○ 満期釈放者に対する受け皿等の確保

釈放後の支援の必要性が高い満期釈放者について、生活環境の調整の結果に基づき、刑事施設、保護観察所、公共職業安定所、更生保護就労支援事業所、地域生活定着支援センター及び地方公共団体が、就労支援、職場への定着支援及び福祉サービスの利用支援等の面での連携を強化し、更生保護施設、自立準備ホーム、住込み就労可能な協力雇用主、福祉施設、公営住宅等の居場所の確保に努める。

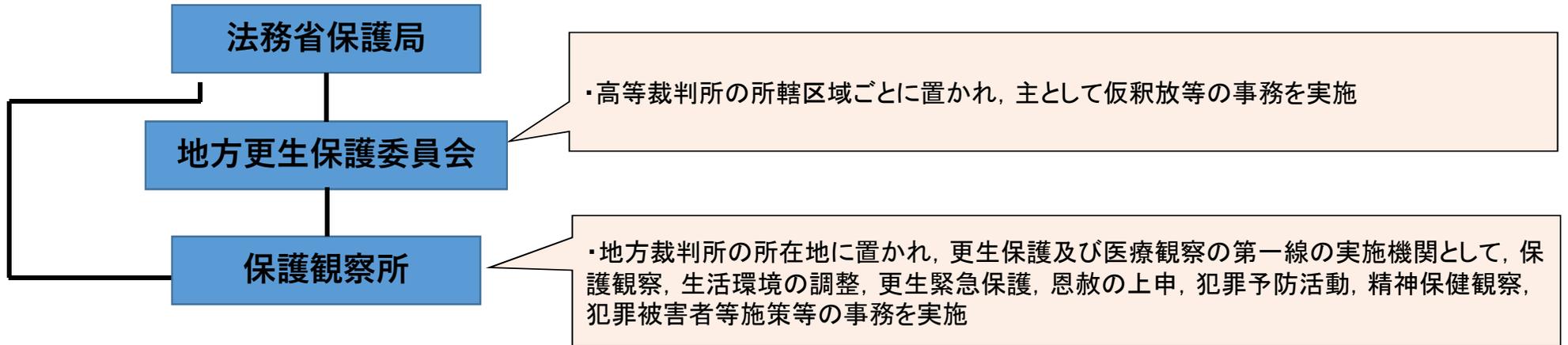
また、**居住支援法人と連携した新たな支援の在り方を検討**する。

○ 満期釈放者の相談支援等の充実

更生保護施設を退所した者に対する継続的な相談支援によるフォローアップを強化するとともに、就労支援又は**居住支援と連携した満期釈放者に対する生活相談の在り方を検討**する。

更生保護の体制

法務大臣



民間との協働態勢



保護観察における居住支援対策

更生保護施設

- 明治時代の篤志家によって始められた事業を源流とし、現在、全国で103施設が運営（大半が20名定員）
- 行き場のない刑務所出所者等を、自立資金を蓄えるまでの数か月間、収容保護し、原則24時間体制で支援等を実施
- 法務省の認可施設で、委託費を支給
- 仮釈放制度に不可欠な施設

自立準備ホーム

- 平成23年度から「緊急的住居確保・自立支援対策」として開始
- NPO法人等が管理する施設の空きベッド等を活用
- 全国で743か所（447事業所）が登録（R3.4.1現在）
- 宿泊場所と共に、毎日の生活指導等（巡回による支援でも可）を提供（食事の提供も可能）



居住支援の連携状況

令和3年3月現在、全国36の居住支援法人と連携

地方更生保護委員会での取組

- ・各ブロック単位に、地方整備局や地方厚生局等と情報交換・勉強会を実施

保護観察所での取組

事例 1

- ・令和3年度中に居住支援協議会が設立される見込みのため、協議員として参画する予定

事例 2

- ・市町村居住支援協議会に参画するため、管内自治体担当部署に赴いて説明を実施
- ・管内に登録する居住支援法人に赴き、今後の連携について協力依頼を実施

事例 3

- ・管内の居住支援法人と、刑務所出所者等の居住支援の連携について協議